

# 消費税軽減税率制度説明会のご案内

消費税軽減税率制度の実施時期（10月1日）が迫ってきました！

## 準備はお済みですか？

～消費税軽減税率制度は、すべての事業者に関する制度です～

### 必要なことって何？

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者は、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者は、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要になります。

免税事業者であっても、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付が求められる場合があります。



軽減税率制度の実施まで期間が限られてきましたが、事業者の方々に軽減税率制度への対応準備を円滑に進めていただくためには、早期に対応の準備をしていただく必要があります。

税務署では、軽減税率制度等や軽減税率対策補助金（複数税率対応レジの導入等支援）についての理解を深めていただくために、軽減税率制度等に関する説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

説明会日程は、裏面をご覧ください

## ● 消費税軽減税率制度説明会の開催日程等

開設日時	開設場所
平成31年(2019年)4月17日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで	秋田県庁第二庁舎 8階 大会議室 (秋田市山王3丁目1-1)
平成31年(2019年)5月14日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで	男鹿市民文化会館 2階 大会議室 (男鹿市船川港船川字海岸通り二号14-5)
平成31年(2019年)5月17日(金) 午後1時30分から午後3時30分まで	北部市民サービスセンター「キタスカ」洋室2 (秋田市土崎港西5-3-1)
平成31年(2019年)5月23日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで	潟上市役所 1階 市民ホール (潟上市天王字棒沼台226-1)
平成31年(2019年)5月27日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで	八郎潟町保健センター ホール (八郎潟町大道84)
平成31年(2019年)6月5日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで	中央市民サービスセンター「センタース」洋室4 (秋田市山王1丁目1-1 秋田市役所庁舎3階)
平成31年(2019年)6月14日(金) 午後1時から午後3時まで	秋田ビューホテル 4階 (秋田市中通2丁目6-1)

## ● 説明会の内容

- ・ 消費税軽減税率制度の概要について
- ・ インボイス制度について
- ・ 軽減税率対策補助金（複数税率対応レジの導入等支援）について

※ 当日は筆記用具をご持参ください。

※ 会場により駐車場がない会場もありますので公共交通機関をご利用ください。

※ また、座席に限りがありますことを予めご了承ください。

### 【お問合せ先】

秋田南税務署 【電話 018-832-4121】

個人課税第一部門（内線545） 法人課税第一部門（内線549）

秋田北税務署 【電話 018-845-1161】

個人課税第一部門（内線122） 法人課税部門（内線132）

（お電話の際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。）

この文書による行政指導の責任者は、秋田南・秋田北税務署長です。